

お客様各位

令和4年8月

株式会社クレ・コーポレーション

「不動産の表示に関する公正競争規約」の改正に伴う広告表示変更のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は格別のお引き立てにあずかり、心より御礼申し上げます。

さて、この度「不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）」の改正が2022年9月1日に施行される運びとなりました。

その施行に伴い、弊社販売中の物件に関する広告表示を一部変更いたします。

敬具

○電車・バス等の所要時間を表示する場合について

- ① 電車・バス等の所要時間において、改正前は、「平常時の所要時間を著しく超えるときは通勤時の所要時間を明示すること」と規定していましたが、改正後は、「朝の通勤ラッシュ時の所要時間を明示し、平常時の所要時間をその旨を明示して併記できる」となります。
- ② 乗換えを要する場合において、改正前は、「乗換えを要するときは、その旨を明示すること」と規定していましたが、改正後は、「乗換えを要するときは、その旨を明示し、所要時間に乗換えに概ね要する時間を含めること」となります。

○物件から駅や商業施設等までの距離や所要時間を表示する場合について

- ① マンション・アパートにおいて、「建物の出入り口を起点」とすることの明文化が必要となります。
- ② 販売物件が複数棟となる場合において、改正前は、「最も近い棟の所要時間等を表示すること」と規定していましたが、改正後は、「最も近い棟の所要時間等の表示だけでなく、最も遠い棟の所要時間等も併記すること」となります。
- ③ 公共施設や商業施設等までの距離や所要時間において、改正前は、「物件からの距離を表示すること」と規定していましたが、改定後は、「物件からの距離や所要時間のいずれかの表示または併記すること」となります。

以上